

沿岸広域振興局長告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年10月31日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大槌小鎚線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上閉伊郡大槌町大町84番1地先から上町7番2地先まで	新	A 15.8～11.2 m	m 918.1
		B 22.3～11.1	1,160.5
	旧	A 15.8～11.2	918.1
		B 15.5～10.9	1,160.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 平成26年10月31日から同年12月1日まで